

第 76 回国民体育大会（第 77 回冬季大会）中国ブロック大会  
競技団体交付金交付要綱

1 目的

中国地区住民のスポーツに対する関心を高め、スポーツを普及振興することによって、健康増進と体力の向上を図るとともに、各県の親善と友好を深め、健康で文化的な生活の確立に寄与するため開催される、第 76 回国民体育大会(第 77 回冬季大会)中国ブロック大会において、競技を主管し、運営する競技団体に対し運営経費の一部を助成することを目的とする。

2 助成対象団体

第 76 回国民体育大会（第 77 回冬季大会）中国ブロック大会主管競技団体

3 交付金額

別途通知する

4 対象経費

- (1) 謝金、旅費（交通費・宿泊費）、消耗品費、役務費、需用費、会場費、機材・備品借上料
- (2) その他会長が適当と認める経費

5 提出書類

(1) 申請について

- ア 交付申請書（様式第 1 号）
- イ 収支予算書（様式第 2 号）

(2) 報告について ※各競技会終了後、30 日以内に実績報告書を提出すること。

- ア 実績報告書（様式第 3 号）
- イ 収支決算書（様式第 4 号）
- ウ 証拠書類（領収書等）の写し（別表参照）
- エ 看板写真：競技会場の表示看板の写真 1 枚（データにて提出）
- オ 競技写真：競技風景が分かる写真 3 枚程度（データにて提出）

(3) 提出先について

申請・報告ともに、下記へ提出すること。

〒700-0012

岡山市北区いずみ町 2-1-3 ジップアリーナ岡山公益財団法人岡山県スポーツ協会内  
第 76 回国民体育大会（第 77 回冬季大会）中国ブロック大会実行委員会事務局  
なお、写真データについては [yuusuke\\_oota@okayama-taikyo.or.jp](mailto:yuusuke_oota@okayama-taikyo.or.jp)（担当：太田）へ送信すること。

附則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 19 日から施行する。

別表【対象経費・証拠書類一覧】 **※証拠書類の宛名は競技団体名とする**

対象科目		基準（上限）額		提出する証拠書類	留意事項
謝金		30,000 円／日・名	医師	謝金・旅費領収書（様式第 5 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書（様式第 5 号）へは自筆にて氏名を記入の上、捺印すること。</li> <li>・上限額を超えた金額を支給する場合は、競技団体負担とする。</li> </ul>
		10,000 円／日・名	看護師・トレーナー		
		7,000 円／日・名	審判員・運営役員		
		3,000 円／日・名	補助員		
旅費	交通費 ※	公共交通機関（JR・私鉄・航空機・バス・船舶等）の利用料金		交通機関及び旅行代理店等の発行する領収書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金は、各公共交通機関の料金表の定める運賃及び特急料金等とする。</li> </ul>
		2,200 円／日・名	定額支給	謝金・旅費領収書（様式 5 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書（様式第 5 号）へは自筆にて氏名を記入の上、捺印すること。</li> </ul>
	宿泊費	9,800 円／泊・名（食事代含む）		宿泊施設や旅行代理店等の発行する領収書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限額を超えた宿泊費を支給する場合は、競技団体負担とする。</li> <li>・宿泊料金に含まれない食事代は対象外経費となる。</li> <li>・領収書には年月日、金額及び利用日、単価等の内訳が明記されていること。</li> </ul>
消耗品費	競技会開催に係る必要な競技用具や物品等の購入費		業者、メーカー、代理店等の発行する領収書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書には年月日、金額及び利用日、単価等の内訳が明記されていること。</li> </ul>	
役務費	通信運搬費（輸送費）、振込手数料				
需用費	有料道路通行料、駐車場代等				

※交通費の支給については、対象者 1 名につき、「公共交通機関の利用料金」もしくは「定額支給」のどちらか一方とする。

対象科目	基準（上限）額	提出する証拠書類	留意事項
会場費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競技会、各種会議（監督会議・審判会議）等の開催に関する、会場借上げ（会場使用）、会場設営等の経費。</li> <li>・ 会場使用時に発生する光熱費（照明代、冷暖房代）。</li> </ul>	<p>＜会場借上げ（会場使用）＞  <b>施設所有（管理）者が発行する</b>  <b>①使用許可書または請求書等、使用明細が記載されているもの</b>  ※使用許可書等に料金単価が記載されていない場合は、施設利用料一覧を添付すること。  <b>②領収書（または銀行振込伝票）</b></p> <p>＜会場設営等＞  ①見積書  ②契約書（20万未満の場合は請書でも可）  ③請求書  ④領収書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証拠書類は「使用月日」及び「ブロック大会会場使用料」であることが明確にわかる記載があること。  例：「但し、令和〇年〇月〇日、国体中国ブロック大会△△競技□□種目 体育館使用料として」</li> <li>・ 使用施設名、単価等が記載された書類を添付すること。  ※明細が不明な場合は対象外とする。</li> <li>・ 会場設営業務の発注については、1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。  ※契約書の写しを提出すること。</li> <li>・ 1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。</li> </ul>
機材・備品借上料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競技期間中一時的に機材等を借上げるための経費。</li> <li>・ 会場備え付け備品（机・イス・得点板等）の使用料。</li> </ul>	①見積書 ②契約書（20万未満の場合は請書でも可） ③請求書 ④領収書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。  ※契約書の写しを提出すること。ただし、会場備え付けの備品を借上げる場合は、この限りではない。</li> <li>・ 1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。</li> </ul>